

○海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達

昭和 34 年 7 月 25 日
海上自衛隊達第 62 号

改正 昭和 34 年 9 月 14 日 海上自衛隊達第 72 号〔第 1 次改正〕

昭和 35 年 10 月 25 日 海上自衛隊達第 61 号〔第 2 次改正〕

昭和 37 年 4 月 12 日 海上自衛隊達第 25 号〔第 3 次改正〕

昭和 40 年 7 月 31 日 海上自衛隊達第 62 号〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達 3 条による改正〕

昭和 43 年 7 月 26 日 海上自衛隊達第 43 号〔第 4 次改正〕

昭和 48 年 2 月 27 日 海上自衛隊達第 16 号〔第 5 次改正〕

昭和 56 年 2 月 10 日 海上自衛隊達第 7 号〔艦水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 11 条による改正〕

昭和 56 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 15 号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 4 条による改正〕

昭和 62 年 5 月 21 日 海上自衛隊達第 13 号〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 1 条による改正〕

昭和 62 年 11 月 27 日 海上自衛隊達第 34 号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕

昭和 63 年 4 月 8 日 海上自衛隊達第 16 号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第 51 航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕

昭和 63 年 12 月 13 日 海上自衛隊達第 42 号〔第 6 次改正〕

平成 16 年 8 月 6 日 海上自衛隊達第 23 号〔第 7 次改正〕

平成 18 年 3 月 27 日 海上自衛隊達第 9 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 5 条による改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海上自衛隊達第 1 号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 3 条による改正〕

平成 20 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 20 号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 5 条による改正〕

平成 25 年 3 月 14 日 海上自衛隊達第 8 号〔第 8 次改正〕

平成 27 年 9 月 25 日 海上自衛隊達第 20 号〔防衛装備庁の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 6 条による改正〕

令和 4 年 12 月 15 日 海上自衛隊達第 38 号〔第 9 次改正〕

令和 6 年 3 月 7 日 海上自衛隊達第 10 号〔第 10 次改正〕

海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達を次のように定める。

海上自衛隊航空事故調査及び報告等に関する達

(目的)

第1条 この達は、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第12条の規定に基づき、海上自衛隊における航空事故調査及び報告等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「訓令」とは、前条に掲げる航空事故調査及び報告等に関する訓令をいう。
- (2) 「自衛艦隊司令官等」とは、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官及び掃海隊群司令をいう。
- (3) 「事故発生部隊等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 航空事故が発生した航空機の所属する航空群、教育航空群、航空集団直轄の航空隊及び教育航空集団直轄の教育航空隊
 - イ 航空事故が発生した航空機を搭載する自衛艦の所属する護衛隊群、護衛艦隊直轄の護衛隊、輸送隊及び海上補給隊
 - ウ 航空事故が発生した航空機を装備する自衛艦
 - エ 航空事故が発生した無人航空機を使用する部隊等

(航空事故の範囲)

第3条 訓令第2条第1項第1号にいう航空機の損壊とは、飛行に相当の支障を及ぼす程度以上の損壊をいい、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 当該航空機の損壊の程度が小破であつて他の航空機又は物件に損壊を与えず、かつ、人員に傷害のない場合で次に掲げる部品の単一換装のみで修理可能な場合

区 分	部 品 名	
脚 部	車輪、ブレーキ	アクセスカバー、ドア
翼 部	翼端、前縁、動翼、翼端浮舟、防水ブーツ、サーチライト	
胴 体 部	アンテナ、アンテナカバー、ピトー管、MADコーン、ECMアンテナドーム、レドーム、窓、波押板、ハッチ	
エンジン部	カウリング	

- (2) 落下傘・救命浮舟・補助燃料タンク・貨物・ターゲット・爆弾・ロケット・航法用火工品及び飛行に必ずしも必要でない外部携行器材を損失した場合

- (3) エンジンの内部に故障が生じ、その損害が当該エンジンのみならず、航空機の他の部分に及ばない場合
- (4) プロペラブレード又はテールローターブレードの損傷が生じ、その損害がエンジン又は航空機の他の部分に及ばない場合
(航空事故調査委員会の設置)

第4条 訓令第5条第1項の規定に基づき、海上幕僚監部に航空事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員長・委員及び海上幕僚長が必要に応じ隊員のうちから指名する専門委員をもつて組織する。

- (1) 委員長 海上幕僚監部監察官（以下「海幕監察官」という。）
- (2) 委員 海上幕僚監部人事教育部教育課長海上幕僚監部防衛部運用支援課長海上幕僚監部装備部航空機課長
海上幕僚監部総括副監察官（以下「海幕総括副監察官」という。）海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事の運営を総括する。

3 委員は、委員会に出席して議事に参加する。

4 専門委員は、専門事項について委員会の議事に参加する。

(幹事) 第6条 委員会に幹事1名をおき、海幕総括副監察官をもつて充てる。

2 幹事は、委員会の議事の運営について委員長を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、海上幕僚監部副監察官が処理する。

(航空事故報告の区分)

第8条 航空事故報告の区分は、航空事故速報・航空事故詳報及び航空事故調査報告書とする。

(航空事故速報)

第9条 航空事故の発生を察知し、若しくは認めた部隊等の長及び事故発生部隊等の長は、事故発生後速やかに訓令第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち、判明した事項を海上幕僚長に報告するとともに、所要の向きに報告又は通報するものとする。

(航空事故詳報)

第10条 事故発生部隊等の長は、委員会又は第14条に規定する部隊等の航空事故調査委員会が必要と認める場合にあつては、事故発生後遅滞なく別紙第1の形式による航空事故詳報（以下「事故詳報」という。）を海上幕僚長に提出するものとする。

（航空事故調査報告書）

第11条 委員会は、航空事故調査を実施し、別紙第2の形式による航空事故調査報告書（以下「事故調査報告書」という。）を作成して、事故発生後3箇月以内に海上幕僚長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ海上幕僚長の承認を得て、この期間を延長することができる。

2 委員会は、前項の規定による事故調査に際し、当該事故の原因等が比較的簡単であると認める場合は、前条の規定により事故発生部隊等の長の提出する事故詳報に基づき事故調査報告書を作成することができる。

3 海幕監察官は、委員会の作成した事故調査報告書の写しを当該事故発生部隊等の長及びその指揮系統上の上級部隊等の長に送付するものとする。

4 訓令第7条第1項の規定に基づいて、自衛艦隊司令官等又は事故発生部隊等の長が事故調査を行った場合、同条第2項に規定する事故調査報告書は、事故発生後2箇月以内に海上幕僚長へ提出するものとする。ただし、特別な事情があるときは、海上幕僚長の承認を得てその期間を延長することができる。

5 前項の場合において、事故調査報告書を作成した自衛艦隊司令官等又は事故発生部隊等の長は、当該事故調査報告書の写しを指揮系統上の部隊等の長に送付するものとする。

（外部の協力）

第12条 委員会は前条第1項の調査を行うに当たり、必要と認める場合には、委員会を構成する者以外の者に所要の試験等を委託し又は専門的な意見を徴することができる。

（追加報告）

第13条 自衛艦隊司令官等及び事故発生部隊等の長は、航空事故報告を行った後、未確認事項の確認、状況の変化等により新たに報告すべき事項又は既報告を訂正すべき事項が発生した場合には、その都度報告するものとする。

（部隊等の航空事故調査委員会）

第14条 自衛艦隊司令官等及び事故発生部隊等の長は、第11条第4項の規定による航空事故調査のため必要があると認める場合は、当該部隊等に航空事故調査委員会を設けることができる。

（事故調査の支援）

第15条 航空事故の発生を察知し、若しくは認めた部隊等の長及び事故発生部隊等の長は、直ちに訓令第3条に掲げる処置を行うとともに、事故現場の保存に努め、事故の目

撃者及び事故関係者の証言の聴取、事故機分布図の作成、事故現場の写真撮影等事故調査に必要な資料の収集の支援に当たるものとする。

(再調査)

第 16 条 海上幕僚長は、航空事故調査が不十分と認める場合は、再調査を命ずるものとする。

(事故防止対策実施状況報告)

第 17 条 事故発生部隊等の長は、事故発生後直ちに航空事故の防止について所要の処置を講ずるとともに、第 11 条第 3 項又は第 5 項の規定により送付され、又は自ら作成した事故調査報告書の事故の防止方法に関する意見等に基づき、事故防止対策を実施し、別紙第 3 の形式による事故防止対策実施状況報告書を作成して事故発生後おおむね 6 箇月以内に順序を経て海上幕僚長に提出するものとする。

附 則

この達は、昭和 34 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、昭和 34 年 8 月 1 日から適用する。

附 則〔第 2 次改正による附則〕

この達は、昭和 35 年 9 月 1 日から適用する。

附 則〔第 3 次改正による附則抄〕

この達は、昭和 37 年 4 月 12 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関連達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 40 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔第 4 次改正による附則〕

この達は、昭和 43 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔第 5 次改正による附則〕

この達は、昭和 48 年 2 月 27 日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 3 月 27 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 62 年 5 月 21 日から施行する。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第 51 航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達
の附則〕

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則〔第 6 次改正による附則〕

この達は、昭和 63 年 12 月 15 日から施行する。

附 則〔第 7 次改正による附則〕

この達は、平成 16 年 8 月 6 日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則〔第 8 次改正による附則〕

この達は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。

附 則〔第 9 次改正による附則〕

この達は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。

附 則〔第 10 次改正による附則〕

この達は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。

別紙第 1（第 10 条関係）

航空事故詳報

- 1 事故発生部隊等の名称、事故機の記号、番号及び製造番号
- 2 事故発生の日時、場所及び天候
- 3 事故概要（付表を標準に分類する）
- 4 事故関係者の官職、氏名、略歴等
- 5 事故の状況
 - （1） 事故機の行動の概要
 - （2） 事故発生の状況
 - （3） 事故に対する処置
- 6 行方不明者及び死傷者の状況（官職、氏名、具体的症状及び参考事項）

- 7 機材、物件、施設等の損傷の状況
- 8 事故生起の要因及びこれに対する処置

別紙第2（第11条関係）

航空事故調査報告書

1 事故の概要

事故詳報に基づき要点を記載する。

- 2 死傷者（行方不明者を含む。）及び施設・物件の損傷・損傷の状況及び参考事項
- 3 修理復旧に関する事項及びこれに要する経費
- 4 事故の原因

事故を構成した諸要因のうち、直接的なものに絞り並列に列挙する。

5 事故の防止方法に関する意見等

列挙した事故要因全てについての防止方法を列挙する。

別紙第3（第17条関係）

事故防止対策実施状況報告書

- 1 事故発生年月日
- 2 事故発生場所
- 3 事故機の型式、記号、番号及び所属部隊等
- 4 事故概要（付表を標準に分類する）
- 5 事故防止対策の実施状況

事故防止対策の項目	対策実施状況	実施（予定）年月日

付 表

航空事故概要（発生時期・事故形態種類）及び指定原因（要因）分類表

1 発生時期

a	エンジン回転中地上 又は水上滑走 中を除く。	1	飛行前
		2	飛行後
		3	その他
b	地上（水上）滑走中	1	離陸（離水）のため
		2	着陸（水）後
		3	他の地域

c	離陸(離水)	1	滑走	
		2	上昇	
		3	断念	
d	飛行中	単機	1	有視界飛行
			2	無 "
			3	特殊飛行
			4	その他の操作
		編隊	5	有視界飛行
			6	無 "
			7	特殊飛行
			8	その他の操作
e	着陸(着水)	1	進入	
		2	進入から接地(水)までの操作	
		3	接地(水)後の滑走中	
		4	復行	
		5	その他(詳述)	

2 事故形態種類

a	GROUNDLOOPORWATEPLOOP
b	翼端接地
c	胴体着陸
d	無理な着陸 (HARDLANDING)
e	脚損壊あるいは引込
f	UNDERSHOOT
g	OVERSHOOT
h	機首上げ下げ又は鼻つき (NOSEOVER)
i	他機との衝突
j	地面あるいは水面との衝突
k	その他の衝突

l	きりもみ
m	失速
n	地（水）上における火災若しくは爆発
o	空中における火災若しくは爆発
p	飛行中の機体の故障
q	空中放棄
r	プロペラ若しくはジェット後流
s	回転翼失速（BLADE STALL）
t	ジェット回転失速 （SETTLING WITH POWER）
u	地上共振（GROUND RESONANCE）
v	装備品の紛失（飛行中）
w	その他（詳述）
x	調査中（未定）
y	不明

3 推定原因

a	操縦上	1	基本事項違反
		2	過 誤
		3	技能未熟
		4	判断不適切
		5	補佐不適切又は不十分
b	整備上	1	基本事項違反
		2	過 誤
		3	技能未熟
c	指揮監督上	1	指揮監督不適切又は不十分
		2	指導監督不適切又は不十分
d	連航支援不適切又は不十分		
e		1	機 体
		2	エンジン

	資材、器材等の欠陥	外国製	3	装備品
		国産	4	機 体
			5	エンジン
			6	装備品
f	特異な気象（一般の予報では、予期できなかったもの。たつまき、ひょうその他のもの）			
g	飛行場施設			
h	その他			
i	未 定（調査中）			
j	不 明			